

資料提供年月日	平成29年2月14日	
問い合わせ先	課名	総務去制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 岩田 担当課長 浅沼

広 報 連 絡 ＜市長記者会見資料＞

1 件 名

平成29年2月定例会市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について（甲第22号議案）
- ・岡山市浸水対策の推進に関する条例の制定について（甲第39号議案）
- ・岡山市第六次総合計画前期中期計画について（甲第50号議案）

記者会見資料

担当課名	総務局人事課
担当者名	課長 荻野 課長補佐 榎並
連絡先	803-1090 内線：3420

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について (甲第22号議案)

1 改正理由

効率的、効果的な業務執行体制を整備するため、「経済局」の名称を「産業観光局」に変更します。

これに伴い、市長の直近下位の内部組織（局、室）の設置及びその所掌する任務について定めた本条例について、必要な改正を行います。

2 改正の概要

「経済局」を「産業観光局」に名称変更

本市の将来都市像である「経済・交流都市」の実現に向け、地域経済の成長エンジンとして期待される「観光」を重要政策に位置付けることを明確にし、積極的に施策を推進するため、経済局を産業観光局に名称変更します。

3 施行期日

平成29年4月1日

担当課名	下水道河川計画課
担当者名	課長 河原 河川防災担当課長 山川
連絡先	086-803-1499 内線 4970、4980

岡山市浸水対策の推進に関する条例の制定について (甲第39号議案)

1 制定の背景

本市南部は、海拔ゼロメートル地帯の低平な岡山平野に位置し、大雨の際には排水が困難な地形のため、過去にたびたび浸水被害に見舞われています。浸水対策としては、河川や下水道の整備などを計画的に進めていますが、近年、全国的にも降雨が局地化、激甚化するなど雨の降り方も変化してきており、市民や事業者などの幅広い主体と連携した浸水対策を進める必要があります。

このため、政令市では初めてとなる総合的な浸水対策を定める「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定することといたしました。

2 条例の目的とポイント（資料参照）

○目的

浸水対策の推進に関する基本理念や、市、市民及び事業者の責務、浸水対策推進の基本事項を定めることで、浸水対策を総合的かつ計画的に推進し、市民のみなさまの安全・安心を実現します。

○ポイント

- 1) 基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、協働して浸水対策に取り組みます。
- 2) 基本計画を策定して、浸水対策を総合的かつ計画的に推進します。
- 3) 一定規模以上の開発行為等において、雨水の一時貯留など流出抑制にかかる計画協議を義務化します。
- 4) 市民や事業者が行う雨水流出抑制の取り組みに対して財政支援等を行います。
- 5) 浸水対策を効果的に進めるため、岡山市浸水対策推進協議会を設置します。

3 施行日 平成29年4月1日

ただし、開発行為等にかかる計画協議の義務化に関する規定は、平成30年4月1日以後に工事に着手する開発行為等について適用します。

目的

浸水対策の推進に関する**基本理念**を定め、**市、市民及び事業者の責務**を明らかにするとともに、浸水対策を推進するための**基本となる事項**を定めることにより、**浸水対策を総合的かつ計画的に推進**し、もって市民のみなさまが**安全で安心して暮らす**ことのできる岡山市を実現することを目的とします。（第1条）

ポイント

①基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにして、協働して浸水対策を推進します。（第1章 第3～6条）

- 市、市民及び事業者が浸水対策にかかる理念を共有することと併せて、協働して浸水対策に取り組むためにそれぞれの主体が果たすべき役割を明確に示しました。

②基本計画を策定し、浸水対策を総合的かつ計画的に推進します。

（第2章 第7条～13条）

- 浸水対策の方向性を定める基本計画を策定し、河川や下水道の整備、公共施設などへの雨水流出抑制施設の設置、農業用水路等の水位の事前調整、水防体制に関する普及啓発を図るなど、浸水対策を総合的かつ計画的に進めます。

③一定規模以上の開発行為等の際して、雨水の一時貯留など流出抑制にかかる雨水排水計画の協議を義務化します。（第3章 第14～18条）

- 雨水排水計画の協議と、これに基づく対策の実施によって、開発と浸水対策の両立を図ります。

④市民や事業者が行う雨水流出抑制の取り組みへの財政支援等を行います。

（第4章 第19条）

- 市民や事業者が、積極的に浸水対策に取り組めるよう、雨水流出抑制施設の設置に対する技術的な助言や財政支援を行います。

⑤岡山市浸水対策推進協議会を設置します。（第5章 第20～23条）

- 浸水対策を効果的に進めるため、広く有識者等から意見をお聴きするための協議会を設置します。

担当課名	政策局総合計画課
担当者名	課長 門田 課長補佐 植月
連絡先	803-1043 内線 3589

岡山市第六次総合計画前期中期計画について (甲第50号議案)

1 目的

市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和27年市条例第60号）第2号に定める基本計画として、岡山市第六次総合計画前期中期計画を策定するに当たり、市議会の議決を経ようとするものです。

2 概要

(1) 策定の目的

岡山市第六次総合計画前期中期計画は、長期構想に掲げる「都市づくりの基本目標」の実現に向けた具体的な施策展開の方向性を示すものであり、岡山市の都市づくりを総合的・計画的に進めていくための指針となるものです。

(2) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

(3) 計画の構成

- 総論
- 分野別計画
- 区別計画

(参考) 第六次総合計画の構成

